

人権

1 人権マネジメント

(1) 人権方針の改定

当グループの人権方針は、2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき策定したのですが、近年の人権尊重の重要性の高まり、人権課題に対する国際的な要請に加えて、金融機関として求められる人権課題の変化を踏まえ、人権方針の改定を行いました。

人権方針

https://www.smth.jp/sustainability/management/philosophy/human_rights_policy

(2) 重要人権リスクの特定

当グループの人権方針改定と併せて、当グループの事業活動が人権に及ぼすリスクを確認し、「影響範囲」「深刻度」の観点から、重要人権リスクとして以下3項目を特定しました。

- ・ 同和問題をはじめとする偏見・差別意識
- ・ 強制労働・児童労働・人身売買
- ・ 紛争・非人道的行為への加担

(3) 人権マネジメント体制

当グループの人権方針に基づき、人権マネジメント体制を構築し運用してきましたが、店部などから提出のあった人権デューデリジェンス自己チェック表を踏まえた、人権デューデリジェンス連絡会での課題抽出・改善策協議などの面で不十分だった点^{※1}もあり、昨今の人権尊重の重要性の高まり、人権課題に対する国際的な要請等を踏まえ、2022年に人権マネジメント体制の見直しに着手しました。

2023年度より、人権関係の各課題について審議を深めることを目的として経営会議の諮問機関としてサステナビリティ委員会を設置し、より実効性の高い対応につなげていきます。

取締役会	「サステナビリティ方針」に基づき、その執行状況を監督する
リスク委員会	サステナビリティ上の重要課題・リスクに関する事項について、取締役会からの諮問を受け、専門的知見から審議の上、取締役会に答申を行う
経営会議	「サステナビリティ方針」に即し、業務執行の全般に関する責任を担い、必要事項を協議・決定する。また、サステナビリティに関して重要と考える事項を取締役会に提案する
サステナビリティ委員会	当グループのサステナビリティへの取り組みを推進する観点から、経営会議等決議・報告事項の予備討議などを行う
人権デューデリジェンス連絡会	人権方針に基づき、当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議する 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施する

※1 2018～2021年度にかけて、本連絡会が未開催だったもの。なお、2022年8月に本連絡会にて未開催期間を含めてチェック表を確認、懸念される事態は認められませんでした。

(4) 人権を尊重する企業の責任

個人の権利、多様な価値観を尊重し不当な差別行為を排除して、全てのステークホルダーの基本的権利が尊重される企業風土・職場環境の醸成のため、当グループでは、ビジネスと人権に関する指導原則に準拠したPDCAサイクルで人権マネジメントの質的向上を図っています。

なお、2021年度の人権デューデリジェンス実施結果については、直ちに問題のある事態は認められず、投融資先やサプライチェーンにおいて懸念される事態は認められませんでした。

コミットメント	「人権方針」の制定
人権デューデリジェンス ^{※2} の実施	1年に一度、海外を含むグループ全社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表 ^{※3} 」を配信
救済へのアクセス	三井住友信託銀行人事部「人事相談窓口(LGBTQ相談窓口)」 コンプライアンス統括部「コンプライアンス・ホットライン」

※2 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減などの措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※3 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制について関係各社の取り組み状況を確認するチェックリストを指します。

2 多様な人権を守るために

(1) 人権啓発の高度化

当グループでは、役員・社員が人権課題への理解を高め、当事者意識をもって取り組むことが大切であり、継続的な取り組みが必要と認識しています。また、投融資先、調達先・委託先で発生している人権問題への対応、人権配慮がこれまで以上に求められていくなか、継続的に人権課題に対する認識向上を図っています。

三井住友信託銀行では、これまでの人権啓発に向けた取り組みの課題認識と外部専門家の意見を踏まえ、職位別に期待する役割を明確に定義し、2023年度より役割定義に沿った形で新任に限らずより幅広く研修を実施し、実効性を高めた取り組みを進めています。

(2) 救済措置

三井住友信託銀行では人事相談窓口(LGBTQ相談窓口)を設置し、人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます。当窓口へは匿名での相談も可能であり、被害者のプライバシーを保護します。